

白川町学校給食センター

給食調理業務等委託プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、白川町が実施している学校給食を、「安全」「安心」で「おいしい」給食として「安定的」に提供するため、複数の業者から最新の知識と技術、さらには豊富な経験に基づく企画提案を受け、町の選考基準により審査したうえで、委託業者を選考することを目的とする。

2 委託業務名

白川町学校給食センター給食調理業務等委託

3 業務内容

白川町学校給食センターにおいて食材を調理し、町内の各小中学校及び各保育園に配送する。

4 選考方式

公募によるプロポーザル方式

5 委託期間

令和9年4月1日～令和11年3月31日（2年間）

6 業務の概要

白川町では、行政改革の一環で民間委託の推進のもと、白川町学校給食センターの①給食物資の受領・検収業務、②調理業務、③配送業務、④食器類の回収業務、⑤食器類の洗浄・消毒・殺菌保管業務、⑥残菜・廃棄物の片付け業務、⑦施設・設備（生ごみ処理機を含む）の管理・清掃・消毒業務、について民間委託している。

民間の専門的知識及び能力を有する業者にこうした業務を委託することで、安全安心な給食を安定的に供給していき、本業務を、プロポーザル方式により提案をお願いし、内容を審査の上、受注者を決定することとした。

委託期間は、今後の学校統合を考慮し、2年間の委託期間とする。

7 スケジュール

説明会及び現地見学会	令和8年7月16日（木）
参加表明書の提出期限	令和8年8月20日（木）午後5時
質問の受付	令和8年8月20日（木）午後5時まで
質問の回答（最終）	令和8年8月31日（月）
提案書等の提出期限	令和8年9月15日（火）午後5時まで
審査会（プレゼンテーション）	令和8年10月6日（火）※後日連絡予定

最優先候補者の決定	令和8年10月6日予定
契約の締結	令和9年4月

8 参加表明書の提出

- (1) 提出書類 公募型プロポーザル方式参加表明書（要領様式第1号）
- (2) 提出期限 令和8年8月20日（木）午後5時必着（郵送可）
- (3) 提出先 岐阜県加茂郡白川町三川1264番地 白川学校給食センター

9 説明会及び現地見学会

本業務の説明会を別紙「説明会及び現地見学会開催のお知らせ」のとおり行う。
 ※説明会への参加は自由参加とする。

10 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年9月15日（火）午後5時必着（郵送可）
- (2) 提出先 岐阜県加茂郡白川町三川1264番地 白川学校給食センター
- (3) 提出部数 10部（正本1部、副本9部）
 - ・A4版、両面印刷しホチキス止めとする。
 - ・ファイルとじ込み等製本はしないこと。
 - ・各ページに番号を記すこと。

11 企画提案書の内容

- (1) 会社概要
 - 経営状況、管理体制、給食業務の実績
- (2) 基本理念
 - 学校給食の意義、特色、調理と食育についての考え方、学校との連携
- (3) 社員教育
 - 社員研修、従業員の教育指導
- (4) 従事者の雇用に対する待遇
 - 従業員の給与体系、調理業務等従事者の勤務体制・配置計画、継続雇用の提案、有給休暇の確保と代替員の体制、新規雇用者について
- (5) 衛生管理体制
 - 調理現場への指導体制、従業員の健康管理体制
- (6) 緊急対応
 - 調理・配送中の事故、食中毒・インフルエンザ等が発生した場合の対応、異物混入、災害等の対応、代行保障制度、保険の加入状況、会社等からのバックアップ体制、緊急対応マニュアルがあれば添付すること。

- (7) 会社の特徴、PR事項
- (8) 経費の見積書

1.2 見積書の提出について

- (1) 本業務に係る概算業務価格の上限は年間60,000千円(税別)で、令和9年度から10年度までの2年間契約とし、2年間の見積額で提出すること。
- (2) 様式は任意とし、積算根拠を記入すること。
- (3) 応募段階での見積金額が上記の上限を超える提案については、その段階で失格となる。

1.3 質問の受付・回答

- (1) 提出方法 参加事業者は質問書(要領様式第2号により、法人名、担当者名、担当者連絡先、および質問内容簡潔にまとめ、ファックス又は電子メールで提出するものとし、送信時には必ず電話で受信の確認を行うものとする。
- (2) 提出先 白川学校給食センター
TEL: 0574-72-1240 FAX: 0574-72-1465
電子メール: kyushoku-s@town.shirakawa.lg.jp
- (3) 回答方法 適宜又は、まとめて電子メール又はFAXにより回答する。

1.4 プロポーザルの審査

プロポーザルの審査は、白川町学校給食センター給食調理業務等委託業者選考委員会(以下「選考委員会」という)が行う。

1.5 審査手順

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

選考委員会は、参加事業者を対象に1事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。なお、審査の順番については提案書等の受付順とする。参加事業者名は、選考委員会へ公開して行う。

実施時期及び場所 令和8年10月6日(火) 予定(開催日、時間、会場は後日通知します。)

プレゼンテーション及びヒアリング含めて30分程度

※パワーポイント等のパソコンを利用する場合は、各自持参すること。(プロジェクターは委員会で準備する。)

(2) 審査の結果

審査結果は、全参加事業者に文書で通知する。また、最終審査結果は、町のホ

ホームページ上でも公表する。

1.6 契約の締結

- (1) 審査の最高得点者を本業務の最優先候補者とし、契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、次に得点の高い事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。
- (2) 契約書は、仕様書及び提案書に基づいて決定するものとし、当初仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。
- (3) 当初契約においては、仕様書による調理食数を考慮した金額で契約する。ただし、調理食数等の大幅な変動により経費に変動がある場合は、双方の協議により変更契約できるものとする。
- (4) 委託内容は、別紙仕様書及び特記仕様書のとおりとする。
- (5) 契約に関しては町議会の議決が必要であるため、町の予算が成立しなかった場合は、契約は締結しない。

1.7 開設準備期間

最優先候補者決定の日から令和9年3月31日までの間を開設準備期間とし、仕様書に掲げる調理員等の確保、指揮命令系統の確立、備品の確認等を行うものとする。なお、開設の準備に要する費用は、最優先候補者の負担とする。

1.8 参加事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募事業者となることはできない。

- (1) 公募開始日から契約締結日までの間に、「白川町建設工事請負契約に係る指名停止入札参加資格停止措置要領」及び、「岐阜県製造の請負、物件買入れその他契約に係る札参加資格停止措置要領」に基づく指名停止を受けている者
- (2) 学校給食調理等業務において、他の地方公共団体から業務停止命令を受け、その日から3年を経過していない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、一般競争入札等への参加を制限されている者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者及びそれらの利益となる活動を行う者
- (5) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により営業の許可を取り消され、当該取り消しの日から起算して3年を経過していない者

1.9 失格要件

参加表明書を提出してから受託者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当

したときは、失格又は審査の対象より除外するものとし、その理由を付して文書で通知するものとする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (3) 一つの参加事業者が複数の提案を行ったとき。
- (4) 提案書等の作成に当たり、第三者の著作権を侵害するとき。
- (5) 参加表明書又は提案書等に虚偽の内容が記載されているとき。
- (6) 参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出したとき。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用申請等により、契約の履行が困難と認められる状態に至ったとき。
- (8) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- (9) 著しく信義に反する行為があったとき。

20 参加に関する留意事項

- (1) 参加者が多い場合、書類審査により第1次審査を行う場合がある。
- (2) 参加事業者は提案書の提出をもってこの実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (3) 参加に関して必要な費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (4) 提案した内容は、実現を約束したものとみなされる。
- (5) 参加事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、白川町に帰属する。採用・不採用にかかわらず、町は本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類等の内容を無償で使用できる。
- (6) 参加事業所から実施要領に基づき提出される書類は、提出期限内に限り補正することができる。提出期間終了後は変更することができないものとし、また、その理由の如何にかかわらず提案書等提出書類の返却はしない。
- (7) 町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、また記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、白川町情報公開条例(令和4年白川町条例第21号)及び、白川町個人情報保護法施行条例(令和4年白川町条例第20号)に基づき、提案書を公開することがある。

様式第1号

令和8年 月 日

公募型プロポーザル方式参加表明書

白川町長 佐伯正貴様

所在地（住所）

商号又は名称（氏名）

代表者職氏名

④

業務名 白川町学校給食センター給食調理業務等委託

上記業務について、公募型プロポーザル方式に参加します。

（連絡担当者）

所属

氏名

電話

FAX

E-mail

様式第2号

令和8年 月 日

質 問 書

白川町長 佐伯正貴 様

所在地

法人名

代表者職氏名

担当者氏名

連絡先

印

白川町学校給食センター給食調理業務等委託の仕様書又はプロポーザル実施要領等に関し、以下のことについて質問がありますので提出いたします。

項 目	
質問内容	

※質問は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にまとめて記載してください。